

記載例

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
車検証を確認して記入	車検証を確認して記入	車検証を確認して記入	長さ <input type="text"/> センチメートル 幅 <input type="text"/> センチメートル 高さ <input type="text"/> センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	三重県松阪市本町2162		
自動車の保管場所の位置	三重県松阪市本町2162（自動車を駐車保管する場所2km以内）		
※保管場所標章番号			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
松阪 警察署長 殿	〒 (515 - 0081) 平成 27 年 6 月 10 日		
申請者	住所 三重県松阪市本町2162		
フリガナ氏名	よしだ 繁俊 印鑑は4枚とも押印下さい <input type="text"/>		
	(0598) 25 局 2350 番		
第 号 自動車保管場所証明書			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。			
自分の土地	初めて保管場所を申請する場合		
借地	現在の保管場所に自動車が増えるとき		
	自動車の買替の時 警察署長 印		
保管場所の所有区分	自動車登録番号	新規 <input type="text"/> 増車 <input type="text"/> 代替 <input type="text"/> 前車の登録番号	連絡先（申請者以外）
自己単独所有・共有・その他		三重 598 さ 2350	行政書士 宇田 繁俊 (担当者) 0598-25-2350

◎ 複写となっています。ボールペンを利用して下さい。

収入証紙貼付

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

3 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 4 証明書の有効期限は、証明の日から概ね1ヵ月です。

5 枠外の自動車登録番号欄は、この証明書により登録される番号（未定の場合は空白）を記載して下さい。 6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。